

## 議員報酬を引き上げ、議員の活動環境を整備

議員のなり手不足対策や、町を取り巻く社会情勢の変化、議員の役割が高度化などを踏まえた特別職報酬等審議会の答申を受け、議員報酬を引き上げました。

### 審議会答申の骨子

- ・「町村議会の低額な議員報酬」が議員のなり手不足の大きな要因とされている。
- ・町では、議員報酬が四半世紀にわたり見直しがなされていない。
- ・若い世代・勤労者の立候補や、議員活動をしやすいするための環境整備の一つ。
- ・従来の「町長給与の30%」の水準ではなく、新たな原価方式による算定を行った。
- ・新たな議員報酬により議員の活動の活性化を期待し、一層の尽力を願う。



### 新たな原価方式での算定

議員の活動量を測定  
↓  
年間の活動量を推定  
↓  
町長の活動量と対比

議員5人の活動量を実測しその平均を年間108日分と推定。首長の平均的活動量の305日との割合を町長の給料額に乗じて算定する。

#### 算定式

議員の推定活動量 (108日) × 町長の給料額 (830,000円)  
町長の活動量 (305日)  
＝ 議員報酬額 (293,000円)

※新たな原価方式は、全国町村議会議長会が示している方法

### 報酬月額の見直し

(円)

| 役職    | 改訂前     | 改訂後     | 増加額    |
|-------|---------|---------|--------|
| 議員    | 249,000 | 293,900 | 44,900 |
| 常任委員長 | 261,500 | 301,300 | 39,800 |
| 副議長   | 273,900 | 313,200 | 39,300 |
| 議長    | 332,000 | 344,900 | 12,900 |

審議会の議論に先立ち、議会活性化特別委員会でも議員報酬の在り方について様々な視点から検討を重ねています。詳しくはこちらから。



## 議会ハラスメント防止条例を制定

全国の地方議会でハラスメント防止の取組みが広がっています。大津町議会でも、議員のハラスメント防止の意思を明確に示す必要があるとして「大津町議会ハラスメント防止条例」を制定しました。

### ポイント① 対象者

議員と議員の間、議員による町職員等に対するハラスメントが対象です。  
町職員等には、会計年度任用職員や、役場で働く派遣社員、委託先社員なども含まれます。

### ポイント② ハラスメントの種類

「パワハラ、セクハラ、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント」や「誹謗中傷、風評等による人権侵害や不快にさせる行為」が対象です。  
ジェンダーハラスメントや SOGI ハラスメントなどその他のハラスメントは法的な定義がないため条文には明示していませんが「人権侵害等」に該当すれば対象となります。

### ポイント③ 相談窓口

議会事務局が相談窓口です。

### 実際にハラスメントがあったら・・・

議長が、議会運営委員会、第三者や第三者審議会から意見を聞き、「指導・助言・注意」「氏名の公表」「被害者の被害回復」などの措置を行います。

条例が例規集に掲載されるまで期間があるため当面は議会ホームページに「条文」と「解説」を掲載します。



ご あ い さ つ

大津町議会議長 桐原 則雄  
他議員一同

令和7年の新春を迎え、議会を代表して謹んでごあいさつ申し上げます。

町民の皆さんをはじめ各方面におかれましては、平素から町議会に対しまして温かいご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、議会議員選挙が初めて無投票という中で、令和3年3月から、新人議員5人を含め議員全員が一致団結して、新たな議会構成で、夢と希望がかなう元気な大津町づくりを目指して、熊本地震からの創造的復興の加速化、今までに経験したことのない新型コロナ感染症への対応、半導体企業(TSMC)進出関連に伴う事業などをはじめ町民の皆様や多くの関係者の皆様のニーズに応える各種施策や事業推進及び予算審議や議論を行い、町と一体となり取り組んできました。

新たなまちづくりの拠点であり創造的復興のシンボルである安心安全な新庁舎も完成し、気軽に利用される役場として、また、眺めの良い4階ロビーは多くの皆様に利用され喜んでいただいているところです。

議会としては、議会活動の拠点である新議場も完成し、ICT機能を充実し、議会の審議状況や一般質問のインターネットによる生配信や録画配信、タブレット端末を活用した説明資料や現地写真など議場内スクリーンに映し出し、より分かりやすい情報発信機能も強化しました。

また、町の福祉まつりに合わせた議会イベントや議場の一般開放、議会体験、各種団体、PTA役員や公募委員、区長会の皆様との情報交換や意見交換会、議会に関するアンケート調査をはじめ、ホームページに議会や委員会活動などの情報掲載、中高校生のジュニアリーダー夢議会の支援などにも取り組みました。

次に、議会の活動を知らせる「おおづま議会だより」も、読みやすく、親しみやすい紙面づくりに取り組み、熊本県町村議会広報コンクールの特選や入選を受賞し、大きな喜びとともに、町民の皆様にも愛読いただき感謝しているところであります。

更には、議会活性化委員会を設置し、議員のなり手不足をはじめ、町民との接点、議員定数、報酬、政務活動費など議論する中で、町特別職報酬等審議会の開催を要請し答申を受け、26年ぶりに報酬を増額するとともに、議会や議員活動の情報発信の強化など町民の皆さんの期待に応えることを付帯決議しました。そして、議員と議員、議員と職員が相互の信頼を深め、議会活動や勤務環境を確保し、住民から信頼される議会の実現を目指す「議会ハラスメント防止条例」を制定し、新たな取り組みも進めました。

町に対して、委員会や議会全員で審議、議論し、今後の町民の皆さんのニーズに応える町の政策や施策に対して、より充実、強化するように「大津町議会政策提言」を3年間続けて提出するとともに、国や県に対しても、要望書や意見書を提出するなど、議会議員全員で、一致団結して議会活動を進めてきたところです。

最後に、町民の皆さんと町及び議会が一体となり、更なる飛躍を目指し、4年間、議員一同全力で希望あふれるまちづくりに取り組んできましたことをご報告し、感謝とお礼を申し上げます。